

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

【洪水：ハザードマップ】

- ・当町のハザードマップによると、土器川及び金倉川の大雨による氾濫を想定した場合、観光地区を含めた中心市街地地区全域、及び金倉川沿岸地区で0.5mから最大5m以上の浸水想定区域に予測され、その周辺の五條・榎井地区の商業地区においては広範囲に3m未満の浸水想定区域に予測されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

- ・当町は山々に囲まれた山間地域であり、特に愛宕山の斜面に当たる地区の多くの箇所では急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等の危険箇所指定されている。また、愛宕山の斜面にあたる愛宕地区は地盤が弱く警戒が必要である。

【地震：香川県地震被害想定】

- ・南海トラフ地震は今後30年以内に70%～80%の発生確率と言われており、香川県地震被害想定によると、最大クラスの地震の場合、当町の大部分で震度6弱の揺れが予測されている。

【ため池：ハザードマップ】

- ・地震や大雨等により決壊した場合に特に甚大な被害が想定される満濃池やゴマ谷池等については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されている。

【その他】

- ・当町においても、過去台風や豪雨による災害に見舞われて来た。特に平成16年の台風23号による豪雨災害では、土器川支流の町内用水路が氾濫し、JR琴平駅前周辺で床上浸水、床下浸水の被害があり、山間部や参道の石段筋中心に土石流による土砂災害など多数の災害が発生している。

【感染症】

- ・新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 631人（平成28年経済センサス）
- ・小規模事業者数 559人（平成28年経済センサス）

【内訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A 農業、林業	4	3	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	44	41	
E 製造業	40	38	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G 情報通信業	0	0	
H 運輸業、郵便業	6	5	
I 卸売業、小売業	260	229	
J 金融業、保険業	10	8	
K 不動産業、物品賃貸業	62	61	
L 学術研究、専門・技術サービス業	15	12	
M 宿泊業、飲食サービス業	86	71	
N 生活関連サービス業、娯楽業	56	54	
O 教育、学習支援業	17	15	
P 医療、福祉	14	12	
Q 複合サービス事業	2	1	
R サービス業（他に分類されないもの）	15	9	
合計	631	559	

【事業所の立地状況等】

- ・当地域は町西部の象頭山に金刀比羅宮の鎮座する門前町であり、今日でも年間200万人を超える観光客で賑わう。町の中心市街地はその中央部を南北に渡る金倉川を境に、川西地区に土産物屋やホテルや飲食店の観光業者が集積している。
- ・川東地区は新町商店街を中心に、近隣客を相手の小売店が立ち並んだが、昭和の後期より、近隣市町の大型スーパーや郊外のコンビニエンスストア等の進出に加え、高齢化や人口減少等の影響で空き店舗が顕著になっている。
- ・更にその東側に位置する榎井地区も商業地区であったが、更に小売店が減少し、今ではほぼ住宅街になりつつある。しかしながら、酒、味噌、醤油等、歴史の名残りを伝えてくれる製造業者は今でも健在である。
- ・その中心市街地の南北にある五條地区と象郷地区は、農業地区であり、国道32号線沿いには、大型スーパーが数店進出し、建設業が点在する地区である。

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・地域防災計画の策定
 - ・自主防災組織への育成補助金の交付
 - ・自主防災組織による防災訓練の実施
 - ・全国土砂災害一斉訓練の実施
 - ・香川県シェイクアウト訓練への参加
 - ・事業者BCP策定を入札参加資格発注者別評価点の項目に採用
 - ・琴平町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・香川県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCPの策定支援
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・「琴平町地域防災計画」において当会の役割が記載されているものの、当町と当会との間で細かな対応方針等の協議はなされていない。
- ・当町と当会との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者BCPの策定支援を行う。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員を育成する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・「琴平町防災計画」及び「琴平町商工会事業継続計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導時に、当町のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会の会報やホームページ、当町広報等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年6月に事業継続計画を作成（別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社と提携して専門家派遣を依頼し、会員以外の事業者も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認
- ・琴平町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱（当町の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会災害システム、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「琴平町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

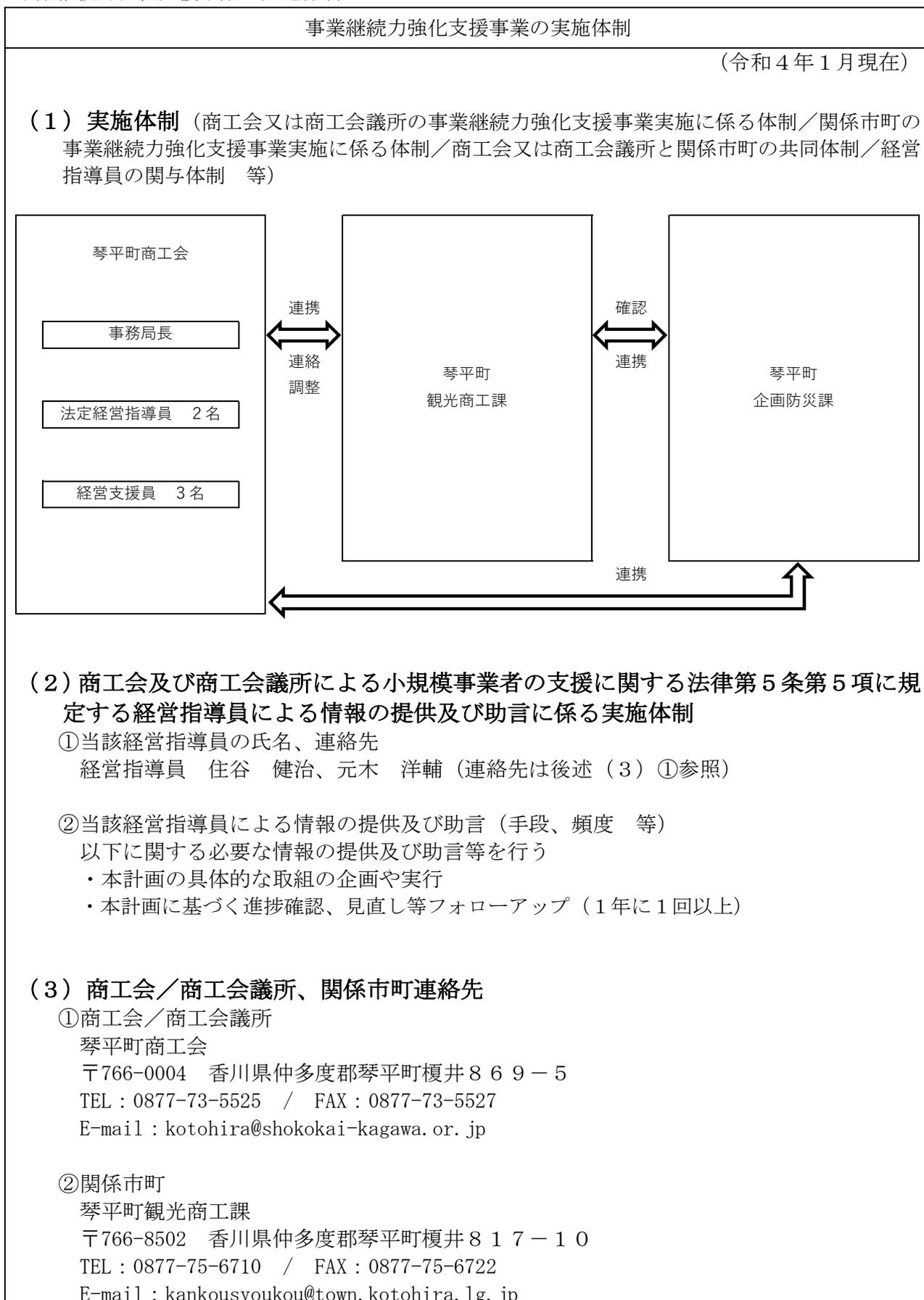
- ・国、県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



琴平町企画防災課
 〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817-10
 TEL : 0877-75-6711 / FAX : 0877-73-2120
 E-mail : kikaku@town.kotohira.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ製作費	80	80	80	80	80
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、香川県交付金、琴平町補助金、事業受託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等